

キラリエマルシェ お弁当特集 出店大募集！

○キラリエマルシェとは

草津商工会議所では、コロナ禍でも売上拡大や販路開拓を目指す事業所を支援するため、キラリエ草津を会場としたマルシェを実施します。

今回はお弁当特集を企画しました。キラリエ草津利用のお客様や近隣住民にも知ってもらうことで、当日だけでなく、お店の認知度向上による来客数の増加にもつながりますので、ぜひご出店ください。

○開催内容

- ①開催日時：令和3年9月9日（木）10時30分～14時
- ②開催場所：キラリエ草津（草津商工会議所）1階 多目的室1・2
※今回はテイクアウトのみで飲食スペースは設けておりません。
- ③出店料：3,000円
- ④申込締切：令和3年8月5日（木）

○募集数

原則、先着16事業所
（全出店者の提供予定数等によっては増加する場合があります。）

○PR・集客

- ・近隣住民向けに新聞朝刊ヘチラシを折り込みます。
- ・リビング滋賀にマルシェの内容を紙面掲載します。
- ・キラリエ草津の入居団体にチラシで案内します。
- ・キラリエ草津内に設置している当所のデジタルサイネージに開催内容を掲載し、入居者及び会議室利用者に案内します。

○その他

- ・販売商品はお弁当（ごはんとおかずを容器に詰めたもの）のみです。
（お茶・アルコールなどの飲み物やお惣菜の販売及びその場での調理は不可）
- ・出店に関する注意事項は、草津商工会議所のホームページ（下記のQRコードまたは草津商工会議所を検索）に掲載していますので、必ず事前に全てご確認の上、お申込みください。

○申込方法

- ・草津商工会議所のホームページに掲載の出店募集要項を全てご確認いただき、本チラシ2枚目の「**出店申込書**」と別紙の「**誓約書**」及び「**営業許可証の写し**」を下記宛先までFAX・メールのいずれかにてご提出ください。



【お申込・お問い合わせ先】

草津商工会議所 中小企業相談所

〒525-0032 草津市大路2丁目1-35キラリエ草津3階

TEL077-564-5201 FAX077-569-5692

<http://www.kstcci.or.jp> MAIL abeta@kstcci.or.jp



出店希望の方は下記の申込書と誓約書、営業許可証の写しを
FAXまたはメールにてご提出ください。

草津商工会議所 行
FAX : 569-5692 E-mail : abeta@kstcci.or.jp

キラリエマルシェ お弁当特集 出店申込書

記入日： 月 日

申込締切日：令和3年8月5日(木)

※先着順で16店の募集のため、募集数に達した場合、
期日前であっても申込受付を終了させていただきます。

ふりがな	
事業所名	
ふりがな	
代表者名	
ふりがな	
現場責任者 氏名	
所在地	
代表電話番号	
携帯電話番号	
E-mail	
販売商品・販売価格・ 提供予定数 (販売する商品の内容を具体的 にご記入ください)	

※販売品の写真をメールにてご提出ください。なお、申込時点で販売品の写真を提出できない方は令和3年8月11日(水)までに必ずご提出ください。

誓 約 書

私（弊社）は、キラリエマルシェお弁当特集の出店申込みにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 弁当の販売に当たって保健所から食品衛生法に基づく店舗の営業許可を取得しており、出店募集要項をすべて確認しています。
- 2 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 3 2の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者ではありません。

令和 3年 月 日

草津商工会議所 御中

住 所

会社名または屋号

(ふりがな)

代表者氏名



草津商工会議所 キラリエマルシェ お弁当特集 出店募集要項

1. 目的

コロナ禍でも売上拡大や販路開拓を目指す事業者の周知を支援するため、キラリエ草津を会場としたお弁当のマルシェを実施します。

キラリエ草津の各施設や会議室利用のお客様や近隣住民にも知ってもらうことで、当日だけでなく、お店の認知度向上による来客数の増加にもつながります。

2. PR

草津商工会議所は下記のとおり、当事業の宣伝を行います。

- (1)新聞朝刊（9月6日（月））に開催チラシを折込
- (2)リビング滋賀（9月4日（土）発行）に開催案内を掲載
- (3)草津商工会議所会報誌「商工くさつ9月号」（9月1日（水）発行）に折込
- (4)草津商工会議所ホームページ、草津商工会議所 Facebook に掲載

出店者の皆様もホームページや SNS にて宣伝を行ってください。

3. 販売日時及び搬入搬出時間

- (1)販売日：令和3年9月9日（木）
- (2)搬入時間：9時30分から
- (3)販売時間：10時30分から14時まで
- (4)搬出時間：15時まで

※販売品が売り切れた場合、終了いただいても構いませんが、搬出は14時以降になります。

4. 販売場所・備品

- (1)販売場所：キラリエ草津1階（草津商工会議所）多目的室1・2
（出店配置は当日に草津商工会議所が指定します。）
- (2)備品：販売用机1台、在庫用机1台（机のサイズは180cm×45cm）、椅子2脚は草津商工会議所が用意します。冷蔵庫等はありません。店舗の案内ボード、テーブルクロス、値札、POP類、レジ袋、お箸、お手拭き、クーラーボックス等販売に必要な物品については、各自が準備してください。

5. 出店者

販売品の製造から販売において、草津市内での営業が可能となる食品衛生法等に基づく必要な手続きを実施済の方

※販売品の販売に係る食品衛生法等に基づく届出等の手続きは、出店者の責任と負担で行ってください。

6. 出店店舗数

原則、先着16事業者（全出店者の提供予定数によって増加する場合があります。）

7. 出店料

- (1) 出店料として 3,000 円を草津商工会議所へ申込締切後に納入いただきます。
- (2) 申込締切後の出店取止めについて、どのような事情があっても出店料は返金いたしません。

8. 販売品

- (1) 出店者が販売することができるものであり、出店者が自ら調理したお弁当（ごはんとおかずを容器に詰めたもの）のみとします。（お惣菜やお茶・アルコールなどの飲み物販売は不可）
- (2) 電源の供給は行いません。火気・発電機の使用、現場での調理は禁止させていただきます。
- (3) 常温での販売になりますので、加熱・加工調理されていない肉や刺身などナマモノの販売はできません。
- (4) 販売品の製造において、出店者は、営業許可等を受けた施設において製造し、食品表示法により義務付けられている適正な表示をしてください。
- (5) 販売を予定している販売品が販売可能か、草津保健所（TEL077-562-3526）にご確認ください。

9. 販売方法等注意事項

- (1) 販売品の販売は、出店者が自ら行うものとします。
- (2) 販売品の販売において、出店者は草津市内での営業が可能となる食品衛生法等に関する関係法令等の定め及び業種別ガイドラインを遵守してください。
- (3) 決済方法について、現金決済以外にキャッシュレス決済など他の決済方法を併せて利用いただいても構いませんが、必要機材は出店者ご自身でご用意ください。
- (4) 待機客の列が生じた際には、ソーシャルディスタンスを確保したうえ、他の出店者の障害にならないよう待機客を誘導してください。
- (5) 飲食スペースは用意していません。
- (6) 売れ残りに対する売上の補償はいたしません。

10. 搬入・搬出

- (1) 搬入・搬出は出店者ご自身で行っていただきます。
- (2) 搬入は当日 9 時 30 分から可能です。販売時間までに陳列等を完了させてください。駐車場はキラリエ草津等近隣の有料駐車場をご利用ください。
（キラリエ草津の駐車場は最初の 4 時間まで無料。以後 30 分ごとに 100 円加算）
- (3) 搬出は当日 15 時まで終了してください。
- (4) 宅配便など郵送での搬入、搬出はお受けすることができません。
- (5) 売れ残った販売品、ゴミなどは必ず持ち帰ってください。

11. 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 当日の出店の際、ブース内ではマスクやフェイスシールド等の着用を必須といたします。
- (2) 当日受付時に検温をさせていただきます。37.5 度以上の発熱があった場合には出店いただくことができません。

12. 食中毒発生防止の徹底

気温や湿度の上昇により食中毒のリスクが高まるため、注意が必要です。販売品を店頭に長く放置することなく適切な温度管理を実施してください。

販売品による第三者への食中毒等による損害については、草津商工会議所は、一切の責任を負わないものとします。

13. 損害の賠償

販売品及び資材などに生じた盗難、紛失、破損や出店者が売り場スペースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生じる損失又は損害については、直ちに草津商工会議所にその状況を報告し、出店者の方の責任において処理解決してください。

草津商工会議所は、一切の責任を負わないものとします。

なお、過失による事故（食中毒等）に備え、損害賠償保険への加入を推奨します。

14. 開催の中止

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、荒天、事故、災害、その他やむを得ない理由により、開催を中止する場合があります。その際、出店者に生じた損害について草津商工会議所はその責任を負わないものとします。

開催の中止については、草津商工会議所 Facebook
([草津商工会議所 | Facebook](#)) にて発表します。

草津商工会議所 Facebook
QR コード



15. 留意事項

マルシェ終了後に草津商工会議所へ売上報告をしてください。

16. 参加申込

別紙申込書および誓約書に必要事項をご記入の上、許可証等の写し販売品の写真を添付して郵送・FAX・メールのいずれかで下記のお申込先にご提出ください。

申込締切：令和3年8月5日（木）

※販売品の写真を申込時点で提出できない方は令和3年8月11日（水）までにご提出ください。

・許可証等の写しについて

（例）加工品等の販売・・・加工品を製造した施設における営業許可証等の写しおよび販売にかかる届出書類または営業許可証の写し

17. お申込・お問合せ先

〒525-0032

草津市大路2丁目1-35キラリエ草津3階

草津商工会議所 中小企業相談所 担当：安部田（アベタ）

TEL：077-564-5201 FAX：077-569-5692

メール：abeta@kstcci.or.jp